船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、多様な保育ニーズへの対応及び保育の受け皿を確保することを目的に、一時預かり事業の実施について（令和６年３月３０日付け５文科初第２５９２号・こ成保第１９１号）別紙一時預かり事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）４（３）幼稚園型Ⅱの規定に基づき、幼稚園において、保育を必要とする満３歳未満児を受入れる船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

（実施施設）

第２条　事業の実施施設は、船橋市内に設置されている学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第４条第１項第３号の規定による認可を受けた幼稚園（以下「幼稚園」という。）であって、市長が承認したものとする。

（対象児童）

第３条　事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、船橋市内に居住している、満３歳未満の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第６条第１項に規定する小学校就学前子どもをいう。）であって、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第１条の５で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして市長の認定を受けた児童とする。

２　前項の規定にかかわらず、事業の利用開始後に満３歳となった児童は、当該年度の３月末までは満３歳未満として取り扱うものとする。

（実施日及び実施時間）

第４条　実施日は、年間を通じて月曜日から金曜日、または月曜日から土曜日までとする。ただし、次の各号に掲げる日はこの限りではない。

⑴　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１月２日、１月３日、１２月２９日から１２月３１日。

⑵　事前に市長の承認を得た日

２　実施時間は、１日につき８時間以上とする。

（事業の申請及び廃止の手続き）

第５条　第２条の承認を受けようとする幼稚園の設置者は、船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業承認申請書（第１号様式）を事前に市長に提出するものとする。

２　市長は前項の船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業承認申請書を受理した場合は、内容を審査し、船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業承認通知書（第２号様式）又は船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業却下通知書（第３号様式）により、事業の承認又は却下をするものとする。

３　前項の規定により承認を受けた幼稚園の設置者（以下「事業実施者」という。）が事業を廃止する場合には、船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業廃止届出書（第４号様式）を事前に市長に提出するものとする。

（受入れ）

第６条　事業実施者は、児童の受入枠について、あらかじめ市と相談の上、設定しなければならない。

２　事業の利用開始日は各月の１日とし、利用を希望する対象児童の保護者は、別表第１に規定する期日までに事業実施者に申込を行わなければならない。

３　事業実施者は、対象児童の保護者からの利用の申込について、受入枠の範囲では、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。また、受入枠を超える申込があった場合には、市が算定した保育の必要度の高い者から優先して受入れを行わなければならない。

４　保育の必要度については、船橋市保育の利用に関する規則（平成２６年船橋市規則第１１９号。以下「保育の利用に関する規則」という。）別表及び船橋市保育所等利用調整事務取扱要綱（平成２７年４月１日。以下「利用調整要綱」という。）別表第２及び別表第３を準用し、算定する。ただし、保育の利用に関する規則別表の規定中「希望保育所等」とあるのは「希望幼稚園」と、「市内の保育所等」とあるのは「市内の保育所等又は幼稚園」と、「保育所等における保育の利用を希望する月」とあるのは「幼稚園における保育の利用を希望する月」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。

５　事業実施者は、受入れる児童（以下「受入れ児童」という。）を決定した場合は、船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業受入対象者報告書（第５号様式）により市長に報告しなければならない。

６　受入れ児童については、受入れ時点だけではなく、受入れ期間中においても保育を必要とする要件に該当し続けていることを要件とする。

７　事業実施者は、受入れ児童が幼稚園に入園した後においても、引き続き受入れが可能となるよう、保護者の就労の状況等を踏まえて、適切に預かり保育を行わなければならない。

（費用負担）

第７条　事業実施者は、事業の実施にあたって、受入れ児童の保護者に利用料及び必要に応じて実費負担を求めることができる。

２　前項の受入れ児童一人あたりの利用料は、給食費込みで月額上限３７,０００円とし、事業実施者が決定する。

（職員配置）

第８条　事業実施者は、２歳児の受入れを行う場合は、国実施要綱４（３）Ⅰ⑤に規定する基準を遵守しなければならない。

２　事業実施者は、０・１歳児の受入れを行う場合は、国実施要綱４（３）Ⅱ⑤に規定する基準を遵守しなければならない。

（設備基準及び保育の内容）

第９条　事業実施者は、児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第３６条の３５第１項第２号のイ、ニ及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守しなければならない。ただし、乳児室の面積は乳児又は満２歳に満たない幼児１人につき３.３平方メートル以上であること。

２　事業実施者は、２歳児の受入れを行う場合は、保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）や幼稚園を活用した子育て支援としての２歳児の受入れに係る留意点について（平成１９年３月３１日付け１８文科初第１２７５号）等を踏まえ、２歳児の発達段階上の特性を踏まえた保育を行うよう留意しなければならない。

３　事業実施者は、乳児の受入れを行う場合は、児童福祉法施行規則第３６条の３５第１項第２号イの規定中「幼児」とあるのは「乳児及び幼児」と読み替えてその基準を遵守しなければならない。なお、保育所保育指針等を踏まえ、０・１歳児の発達段階上の特性を踏まえた保育を行うよう留意すること。

４　給食の提供については、必須としない。ただし、事業実施者が、食事の提供を行う場合（外部搬入の場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（補助金の種類等）

第１０条　補助金の種類等については、別表第２及び別表第３に掲げるとおりとする。なお、別表第２の各単価については、各年度４月１日時点の満年齢のものを適用する。

２　前項の規定にかかわらず、４月以外の月から利用開始した受入れ児童については、当該年度中は利用開始日時点の満年齢のものを適用する。

（障害児加算）

第１１条　次の各号に掲げる児童の利用があった場合において、当該児童の受け入れを行うために、第８条の規定に基づき必要となる教育・保育従事者数を超えて教育・保育従事者を配置した場合は、障害児加算を交付するものとする。

⑴　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）

⑵　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童

⑶　千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和６２年千葉県要綱）の規定により療育手帳の交付を受けた児童

⑷　児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成２４年船橋市規則第３０号）に基づき、障害児通所給付費等の支給決定を受けた児童

⑸　船橋市発達支援児の保育観察の手続き等に関する要綱（令和５年９月１日）に基づき、心身の発達において支援を要する児童であると市長が判断した児童

⑹　その他、前各号に準じる者として医師の診断等を受けた児童

（補助金の申請）

第１２条　補助金の交付を受けようとする事業実施者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる期日までに、船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業補助金交付

申請書（第６号様式）に、次項に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

⑴　４、５、６月分　７月１５日まで

⑵　７、８、９月分　１０月１５日まで

⑶　１０、１１、１２月分　１月１５日まで

⑷　１、２、３月分　３月３１日まで

２　前項の規定による、船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業補助金交付申請書に添えて申請する書類は次のとおりとする。

⑴　船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業年間計画書（第７号様式）（第１期申請分に添付。ただし、年度途中から実施する場合は当該年度における初回の交付申請時に添付すること。）

⑵　船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業利用児童名簿（第８号様式）

⑶　船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業実績報告書（第９号様式）

３　前２項の規定にかかわらず、第１１条の規定による障害児加算の交付を受けようとする申請者は、前項に規定するものに加えて第１１条各号に規定する児童であることを確認できる書類を提出しなければならない。

４　第２項第１号の規定により提出した年間計画書の内容に年度途中で変更が生じる場合は、事前に変更後の内容を記載した船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業年間計画書を提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第１３条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業補助金交付可否決定通知書（第１０号様式）により、申請者に通知する。

（交付の時期）

第１４条　第１２条の規定による申請に係る補助金については、前条に規定する交付決定後に交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第１５条　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた事業実施者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（関係書類の整備）

第１６条　第１３条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、５年間保管しておかなければならない。

（補則）

第１７条　ここに定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める

附　則

この要綱は、令和３年８月４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月１日から施行する。

別表第１

利用開始希望月	申込の期日
４月（一次申込）	１２月２５日
４月（二次申込）	２月２５日
５月～１月	前々月の２５日
２月	１２月２５日
３月	１２月２５日

備考

申込の期日が実施幼稚園の休園日である場合は、当該期日の前日を期日とする。

別表第２

年齢	年間延べ 利用児童数	基本分単価 利用児童一人 あたり日額	長時間加算単価 （８時間を超えた利用時間） 利用児童一人あたり日額		
			２時間未満	２時間以上 ３時間未満	３時間以上
０歳		４，５００円	５６０円	１，１２０円	１，６８０円
１歳		２，２５０円	２８０円	５６０円	８４０円
２歳	１，５００人以上	２，６５０円	３３０円	６６０円	９９０円
	１，５００人未満	２，２５０円	２８０円	５６０円	８４０円

別表第３

区分	単価
障害児加算	利用児童一人あたり日額　　３，６００円

第１号様式

船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業承認申請書

年　　月　　日

船橋市長　あて

所在地
法人名
代表者名

船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業実施要綱に規定する事業を実施したいので、同要綱第５条第１項の規定に基づき、事業実施の承認を申請します。

記

実施施設の名称	
所在地	船橋市
事業開始時期	年　　月　　日
実施場所	別添図面のとおり

第２号様式

第　　号
年　　月　　日

船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業承認通知書

所在地
法人名
代表者名　　様

船橋市長

年　　月　　日付けにて申請のありました３歳未満児幼稚園定期預かり事業の実施について、船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業実施要綱第５条第２項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

実施施設の名称	
所在地	
事業開始時期	
実施場所	

第３号様式

第　　号

年　　月　　日

船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業却下通知書

所在地

法人名

代表者名　　様

船橋市長

　　年　　月　　日付けにて申請のありました３歳未満児幼稚園定期預かり事業の実施について、船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業実施要綱第５条第２項の規定に基づき、下記のとおり却下します。

記

実施施設の名称	
所在地	船橋市
却下理由	

第４号様式

船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業廃止届出書

年　　月　　日

船橋市長　あて

所在地
法人名
代表者名

年　　月　　日付け　　第　　号により承認を受けました３歳未満児幼稚園定期預かり事業について、下記のとおり廃止したいので、船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業実施要綱第５条第３項の規定に基づき、届け出します。

記

実施施設の名称	
所在地	船橋市
事業廃止時期	年　　月　　日

第５号様式

船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業受入対象者報告書

幼稚園名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年度　　月受入れ）

	児童氏名	こども コード	生年月日	保護者氏名		受入 可否	対象 クラス	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

受入枠を超えた場合の受入れ対象者の決定方法

第６号様式

船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業補助金交付申請書

年　　月　　日

船橋市長　あて

所在地
法人名
代表者名

年度第　　四半期分の船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業補助金の交付を受けたいので、船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業実施要綱第１２条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、本件申請にかかる児童については、市内在住していること及び船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業を利用していることが事実であることに相違ないことを申し添えます。

記

申請四半期　　年度　第　　四半期

施　設　名

所　在　地

交付申請額　　円

内訳：　　月分　　円
　　月分　　円
　　月分　　円

添 付 書 類　　別紙のとおり

第７号様式

船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業年間計画書

幼稚園名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開所曜日		利用児童の受入枠	０歳	
保育時間			１歳	
開所日数/年			２歳	
休園日				

年間延べ受入れ児童数

配　置　職　員		
クラス	従事者名	資格の有無
０歳		
１歳		
２歳		

第８号様式

船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業利用児童名簿

幼稚園名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年度　　月分）

	児童氏名	こども コード	対象 クラス	生年月日	受入れ 年月日	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

※各月１日時点の利用者について記入すること。

※船橋市外在住児童は補助対象外です。

第９号様式

船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業実績報告書

幼稚園名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年度　　月分）

	児童氏名	こども コード	対象 クラス	利用回数					備考
				８時間 以下	８時間を 超え１０ 時間未満	１０時間 以上１１ 時間未満	１１時間 以上	計	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
			計	0	0	0	0	0	

補助額計

※船橋市外在住児童は補助対象外です。

第１０号様式

船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業補助金交付可否決定通知書

年　　月　　日

様

船橋市長

年　　月　　日付けにて交付申請のありました　　年度第　四半期分の船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業補助金について、船橋市３歳未満児幼稚園定期預かり事業実施要綱第１３条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付します。　　交付決定額　　円

内訳：　　月分　　円

月分　　円

月分　　円

２　交付しません。

理由